

福岡県公報

平成二十九年十月六日
第三千九百三十二号
増刊
①

目次

条 例 (第二十六号―第三十二号)

○福岡県税条例等の一部を改正する条例	(税務課)	二
○福岡県森林環境税条例の一部を改正する条例	(税務課)	四
○福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例	(商工政策課)	四
○福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例	(建築都市総務課)	五
○福岡県都市公園条例の一部を改正する条例	(公園街路課)	六
○福岡県領収証紙条例の一部を改正する条例	(会計管理局会計課)	六
○福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例及び福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例	(警察本部生活保安課)	六

再 掲

○福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	七
------------------------------	-------	---

公布された条例のあらまし

◇福岡県税条例等の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 自動車保有関係手続を電子情報処理組織を使用する方法により一括して行うことができるサービスを導入することに伴い、自動車取得税における納付方法及び自動車税における徴収方法の特例について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成三十年二月五日から施行することとした。ただし、附則第一

条各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県森林環境税条例の一部を改正する条例
(総務部税務課)

1 福岡県森林環境税条例附則第四項の規定に基づき、条例の施行の状況等を勘案し、当該条例の規定について検討を加えた結果を踏まえ、必要な措置を講ずることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例
(商工部商工政策課)

1 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の制定に伴い、旅行サービス手配業の登録申請の審査に係る手数料について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、別表に三九の二の項を加える改正規定及び附則第二項の規定は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例
(建築都市部建築都市総務課)

1 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請に対する審査に係る手数料等について定めるとともに、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の制定に伴い、小規模不動産特定共同事業の登録及び更新の申請に対する審査に係る手数料について定めることとした。

2 この条例中、第三条に一項を加える改正規定並びに別表に八五の項及び八六の項を加える改正規定は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年十月二十五日)から、別表に七〇の二の項を加える改正規定は平成二十九年十二月一日から施行することとした。

◇福岡県都市公園条例の一部を改正する条例
(建築都市部公園街路課)

1 都市緑地法等の一部を改正する法律の制定による都市公園法の一部改正及び都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の制定による都市公園法施行令の一部改正により、公募対象公園施設を設置する場合の当該施設の建築面積の基準について条例で定めるとされたこと等に伴い、必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県領収証紙条例の一部を改正する条例

(会計管理局会計課)

1 自動車保有関係手続を電子情報処理組織を使用する方法により一括して行うことができるサービスを導入することに伴い、使用料又は手数料の徴収方法の特例について定めるため、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成三十年二月五日から施行することとした。

◇福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例及び福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

(警察本部生活保安課)

1 刑法の一部を改正する法律が制定されたことに鑑み、性風俗営業等の営業の停止事由となる罪に当たる違法な行為を改めること及び青少年有害行為として新たな行為を加えること等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

条 例

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十六号

福岡県税条例等の一部を改正する条例

(福岡県税条例の一部改正)

第一条 福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第五項中「方法」の下に「又は第五十三条の三に掲げる方法」を加える。

第四十二条第三項を次のように改める。

3 自動車取得税の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、当該自動車取得税に相当する現金を納付することができる。

- 一 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条又は第十三条の規定による登録の申請を行い、併せて福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年福岡県条例第十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項の規定による申告書の提出を行う場合
- 二 その他知事が特別の事情があると認める場合

第五十三条の二第三項及び第五項中「次条」を「第五十四条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(自動車税の徴収の特例)

第五十三条の三 納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条の規定による登録の申請を行い、併せて福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則で定める方法により徴収する。

付則第八条第十三項中「特例事業者」を「小規模不動産特定共同事業者(第一号において「小規模不動産特定共同事業者」という。)、同条第九項に規定する特例事業者(以下この項において「特例事業者」という。))又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者で施行規則で定めるもの(第二号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。))に、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる者の区分に応

じ当該各号に定める」に、「平成三十一年三月三十一日まで」を「平成二十九年十二月一日から平成三十一年三月三十一日までの間」に改め、同項各号を次のように改める。

一 小規模不動産特定共同事業者及び特例事業者（不動産特定共同事業法第二十二條の二第三項に規定する小規模特例事業者（次号において「小規模特例事業者」という。）に限る。） 次に掲げる不動産

イ 昭和五十七年一月一日前に新築された家屋のうち、施行令で定める用途に供する家屋とするために増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要なもの

ロ イに掲げる家屋の敷地の用に供されている土地

二 特例事業者（小規模特例事業者を除く。）及び特定適格特例投資家限定事業者 次に掲げる不動産

イ 建替え（建替えが必要な家屋として施行令で定めるものの当該建替えに限る。）その他施行規則で定める行為により家屋（都市機能の向上に資する家屋として施行令で定めるものに限る。以下この項において「特定家屋」という。）の新築をする場合において、当該特定家屋の敷地の用に供することとされている土地

ロ イに掲げる土地を敷地とするイに掲げる建替えが必要な家屋として施行令で定めるもの

ハ イに掲げる土地の上に新築される特定家屋

ニ 特定家屋とするために増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として施行令で定めるもの

ホ ニに掲げる家屋の敷地の用に供されている土地

（福岡県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 福岡県税条例等の一部を改正する条例（平成二十九年福岡県条例第七号）を次のように改正する。

第二条のうち福岡県税条例の目次の改正規定中「第五十七條の十三」を「第五十七條の十四」に改め、同条例第四條第一項及び第五項の改正規定中「証紙徴収」に「の下に」、「第五十三條の三」を「第五十七條の十」に加え、同条例第五十七條を改め、同条例第五十七條の十三とする改正規定中「第五十七條の十三」を「第

五十七條の十四」に改め、同条例第五十五條を同条例第五十七條の十二とする改正規定中「第五十七條の十二」を「第五十七條の十三」に改め、同条例第五十四條の二を改め、同条例第五十七條の十一とする改正規定中「第五十七條の十一」を「第五十七條の十二」に改め、同条例第五十四條を同条例第五十七條の十とする改正規定中「第五十七條の十」を「第五十七條の十一」に改め、同条例第五十三條の二の改正規定中「次條第一項」を「第五十七條の十一第一項」に改め、同条例を改め、同条例同第五十七條の九とする改正規定中「同條第五項中「」の下に「第五十四條」を加え、「第一項」を「第五十七條の十一第一項」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第五十三條の三の見出し中「自動車税」を「種別制」に改め、同条中「道路運送車両法第七條の規定による登録」を「新規登録」に、「係る自動車税」を「対して課する種別制」に改め、同条を第五十七條の十とする。

第二条のうち福岡県税条例第四十九條を同条例第五十條とし、同條の次に十條を加える改正規定のうち第五十六條第一項第二号に係る部分中「第五十七條の十第二項」を「第五十七條の十一第二項」に改め、同改正規定のうち第五十七條第二項に係る部分を次のように改める。

2 環境性能割の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。

一 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年福岡県条例第十二号）第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項の規定による申告書の提出を行う場合

二 その他知事が特別の事情があると認める場合

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成三十年二月五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 公布の日

二 第一条中福岡県税条例付則第八条の改正規定及び次条の規定 平成二十九年十二月一日

(不動産取得税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の福岡県税条例付則第八条の規定は、平成二十九年十二月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

福岡県森林環境税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十七号

福岡県森林環境税条例の一部を改正する条例

福岡県森林環境税条例(平成十八年福岡県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「十年」を「十五年」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十八号

福岡県商工関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県商工関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に、「通訳案内士登録手数料」を「全国通訳案内士登録手数料」に改め、同表二の項中「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に、「通訳案内士登録証変更手数料」を「全国通訳案内士登録証変更手数料」に改め、同表三の二の項中「構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十条第一項の規定による地域限定特例通訳案内士」を「通訳案内士法第五十七条において準用する同法第二十条第一項の規定による地域通訳案内士」に、「地域限定特例通訳案内士登録手数料」を「地域通訳案内士登録手数料」に改め、同表三の三の項中「構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の規定による地域限定特例通訳案内士」を「通訳案内士法第五十七条において準用する同法第二十三条第一項の規定による地域通訳案内士」に、「地域限定特例通訳案内士登録変更手数料」を「地域通訳案内士登録変更手数料」に改め、同表三の四の項中「構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十四条の規定による地域限定特例通訳案内士登録証」を「通訳案内士法第五十七条において準用する同法第二十四条の規定による地域通訳案内士登録証」に、「地域限定特例通訳案内士登録証再交付手数料」を「地域通訳案内士登録証再交付手数料」に改める。

料」に改め、同表三の項中「通訳案内士登録証の」を「全国通訳案内士登録証の」に、「通訳案内士登録証再交付手数料」を「全国通訳案内士登録証再交付手数料」に改め、同表三の二の項中「構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十条第一項の規定による地域限定特例通訳案内士」を「通訳案内士法第五十七条において準用する同法第二十条第一項の規定による地域通訳案内士」に、「地域限定特例通訳案内士登録手数料」を「地域通訳案内士登録手数料」に改め、同表三の三の項中「構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の規定による地域限定特例通訳案内士」を「通訳案内士法第五十七条において準用する同法第二十三条第一項の規定による地域通訳案内士」に、「地域限定特例通訳案内士登録変更手数料」を「地域通訳案内士登録変更手数料」に改め、同表三の四の項中「構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十四条の規定による地域限定特例通訳案内士登録証」を「通訳案内士法第五十七条において準用する同法第二十四条の規定による地域通訳案内士登録証」に、「地域限定特例通訳案内士登録証再交付手数料」を「地域通訳案内士登録証再交付手数料」に改める。

別表三九の項の次に次のように加える。

三九の	旅行業法第二十四条第一項の規定による旅行サービス手配業の登録申請の審査	旅行サービス手配業登録手数料	一件につき 一五、〇〇〇円	申請のとき
-----	-------------------------------------	----------------	------------------	-------

附則

(施行期日)

1 この条例は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十号。以下「法」という。)の施行の日から施行する。ただし、別表に三九の二の項を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(調整規定)

2 この条例の公布の日から法第二条の規定の施行の日の前日までの間におけるこの条例による改正後の福岡県商工関係手数料条例別表三九の二の項の規定の適用については、同項中「旅行業法」とあるのは「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法

律（平成二十九年法律第五十号）第二条の規定による改正後の旅行業法」とする。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十九号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

5 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第二十五条第一項の指定登録機関が行う住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を受けようとする者又は登録事項の変更の届出をしようとする者は、それぞれ別表八五の項又は八六の項の手数料を当該指定登録機関に納付するものとする。この場合において、当該手数料は、当該指定登録機関の収入とする。

別表七〇の項の次に次のように加える。

七〇の二	不動産特定共同事業法第四十一条の規定による小規模不動産特定共同事業の登録及び更新の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業登録申請又は更新申請手数料	一件につき 六〇、〇〇〇円	申請のとき
------	---	---------------------------	------------------	-------

別表に次のように加える。

八五	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第八條の規定による住宅確保要	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請手数料	一建築物につき、次に掲げる登録住宅の戸数の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額 一 一戸 六、〇〇〇円 二 二戸以上四戸以下	申請のとき
----	--	---------------------------	--	-------

附 則

八六	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十二條の規定による届出（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録住宅の追加がある場合に限る。）に対する審査	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録事項変更手数料	一建築物につき、次に掲げる追加登録する住宅の戸数の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額 一 一戸以上四戸以下 一、〇〇〇円 二 五戸以上九戸以下 三、〇〇〇円 三 十戸以上十九戸以下 四、〇〇〇円 四 二十戸以上二十九戸以下 五、〇〇〇円 五 三十戸以上三十九戸以下 六、〇〇〇円 六 四十戸以上四十九戸以下 七、〇〇〇円 七 五十戸以上九十九戸以下 九、〇〇〇円 八 百戸以上 一三、〇〇〇円	届出のとき
			七、〇〇〇円 五戸以上九戸以下 九、〇〇〇円 四 十戸以上二十九戸以下 一、〇〇〇円 五 三十戸以上三十九戸以下 一、〇〇〇円 六 四十戸以上四十九戸以下 一三、〇〇〇円 七 五十戸以上九十九戸以下 一五、〇〇〇円 八 百戸以上 二〇、〇〇〇円	

この条例中第三条に一項を加える改正規定並びに別表に八五の項及び八六の項を加える改正規定は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十四号）の施行の日（平成二十九年十月二十五日）から、別表に七〇の二の項を加える改正規定は平成二十九年十二月一日から施行する。

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十号

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

福岡県都市公園条例（昭和五十二年福岡県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条の六」を「第一条の七」に改める。

第一条の二第一号中「平方メートル」の下に「から都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号。以下「政令」という。）第一条の二に規定する市民緑地の県民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積」を加える。

第一条の五第一項中「都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号。以下「政令」という。）」を「政令」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 政令第六条第六項に掲げる場合に関する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第一章の二中第一条の六を第一条の七とし、第一条の五の次に次の一条を加える。

（運動施設に関する基準）

第一条の六 政令第八条第一項の条例で定める割合は、百分の五十とする。

第二十条中「第五条の三」を「第五条の十一」に改める。

別表第五中「（第一条の六関係）」を「（第一条の七関係）」に改め、同表八の項中

「ストール型（床置型）の」を「床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県領収証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十一号

福岡県領収証紙条例の一部を改正する条例

福岡県領収証紙条例（昭和三十九年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る使用料又は手数料は、当該申請等を行うことにより得られた納付情報による納付の方法により徴収することができる。

附則

この条例は、平成三十年二月五日から施行する。

福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例及び福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十二号

福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例及び福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

（福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例の一部改正）

改正）

第一条 福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例（平成十三年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「第二百九条」を「第二百九条第一項」に、「第二百四十一条まで、」を「第二百四十条まで、第二百四十一条第一項及び第三項、」に、「及び第二百三十八条から第二百四十一条まで」を、「第二百三十八条から第二百四十条まで及び第二百四十一条第三項」に、「及び第二百六十二条」を「並びに第二百六十二条」に改める。

（福岡県暴力団排除条例の一部改正）

第二条 福岡県暴力団排除条例（平成二十一年福岡県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三第二項中「次条第一項」を「第二十三条の五第一項」に改める。

別表第一第二号中「第七十七条に規定する罪（青少年である女子を姦淫する行為）」を「第七十七条に規定する罪（青少年に対する性交等）」に、「又は青少年である女子を姦淫する行為」を「又は性交等」に、「同法第七十八条の二に規定する罪（青少年である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）」、「同法第七十九条」を「同法第七十九条に規定する罪、同法第八十条」に、「姦淫させる」を「姦淫させる」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例第七条第一項の規定は、この条例の施行の日前にした刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。以下この条及び次条において「改正刑法」という。）による改正後の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この条及び次条において「新刑法」という。）第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（新刑法第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たるとして、改正刑法による改正前の刑法（次条において「旧刑法」

という。）に規定する罪に当たるとして、違法な行為に該当しないものについては、適用しない。

（福岡県暴力団排除条例の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の福岡県暴力団排除条例（以下この条において「新暴力団排除条例」という。）第十三条の三第一項の規定の適用については、旧刑法第七十八条の二、第七十九条（旧刑法第七十八条の二に係る部分に限る。）又は第八十一条第三項（改正刑法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に規定する罪（青少年（十八歳未満の者をいう。）である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）は、新暴力団排除条例別表第一第二号に掲げる罪とみなす。

2 新暴力団排除条例第十三条の三第一項の規定は、この条例の施行の日前にした新刑法第七十七条、第七十八条第二項、第七十九条、第八十条（新刑法第七十六条及び第七十八条第一項に係る部分を除く。）又は第八十一条（新刑法第七十六条及び第七十八条第一項に係る部分を除く。）に規定する罪に当たるとして、旧刑法に規定する罪に当たるとして、違法な行為に該当しないものについては、適用しない。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十九年十月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十五号

福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ(2)中「第二条の三第三号において」を「以下」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 第二条の四に定める場合に該当する非常勤職員であつて、その養育する子が二歳に達する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないもの（その養育する子の一歳六か月到達日において育児休業をしているものに限る。）

第二条の三第二号中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める場合）

第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において法定等育児休業をしている場合

二 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第三条第六号中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第七号中「場合」の下に「又は第二条の四に定める場合」を加える。

第四条中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第十一条第七号中「別居したこと」の下に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。